

令和 7年 8月 8日
(令和 8年 6月 9日 改定)

旭川市長寿社会課
介護保険課

ケアプランの軽微な変更の考え方について

1 ケアプランの軽微な変更とは

「指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)」(以下「解釈通知」という。)において、介護支援専門員は、ケアプランを変更する際には、利用者の状態等を踏まえた適正なケアマネジメントを行うため、原則として、ケアプラン作成に当たっての一連の業務*を行うことが規定されています。

ただし、変更の内容が軽微であり、援助の方針・方向性が変更にならない場合は、この必要はないものとしているところです。

※ 一連の業務 … 解釈通知の第13条第3号から第12号までの業務

2 軽微な変更として取り扱う目的について

軽微な変更の取り扱いの目的は、次のとおりです。

- (1) 利用者の不要な負担を軽減すること
- (2) 介護支援専門員の業務を効率化し、利用者全体へのより効果的なケアマネジメントの実践につなげること

3 軽微な変更として取り扱う条件について

ケアプランの内容の変更を軽微な変更として取り扱う場合は、次の事項の全てを満たしていることを原則とします。

また、軽微な変更として取り扱う場合は、その理由を支援経過に記載してください。

- (1) 変更の理由が利用者の希望によるものであること(5の別表のうち、1における利用者を受け入れるための調整、6、7、8を除く。)
- (2) 再アセスメント、課題の分析、目標の再設定、サービスの提供内容の再検討及びサービス担当者会議での協議・共有を行う必要性が生じないものであること

4 実施状況等の把握及び評価等

軽微な変更として取り扱う場合においても、介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要であることから、ケアプランの実施状況や利用者の解決すべき課題の変化に留意してください。

5 軽微な変更の取扱いに係る考え方と例

- (1) 次の別表における考え方は、あくまで「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる」というものであり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではないことに留意してください。
- (2) 変更する内容が軽微かどうかについては、ケアマネジメントの一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかを、利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討の上で、判断すべきものです。
- (3) 軽微な変更」に該当する事例であったとしても、必ず適用させなくてはならないものではありません。

別表(軽微な変更の取扱いに係る考え方と例)

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる事例
1	サービス提供の時間帯や曜日の変更	<p>サービス提供の曜日や時間帯の変更が利用者やその家族の都合によるもの又はサービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための日時調整によるもの※であって、かつ、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、一時的、継続的にかかわらず、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p> <p>※ “サービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための日時調整によるもの”とは、次の事項の全てに該当するものとなります。介護支援専門員が作成する支援計画の内容について、単なる事業所の都合による日時の変更を認めるものではありません。</p> <p>① サービス提供事業所が、当該サービスを必要とする新たな利用者に対するサービス提供を行うため、既に利用している方の日時をやむを得ず調整を行う場合</p> <p>② ①の状況において、介護支援専門員がこれまでと同一の日時による同様のサービス提供が可能な事業所を調整できなかった場合又は利用者が日時を変更しても、これまでの事業所の利用を希望した場合</p> <p>③ サービス提供の日時の変更が、提供サービスの内容や支援計画に位置付けている利用者自身の日常生活における取組に影響を与えない場合</p> <p>④ 事業所からのサービス提供の日時の変更について、利用者及びその家族並びに介護支援専門員が事業所から十分な説明を受け、同意している場合</p>	<p>利用者の病院受診の都合で、毎週火曜日に利用しているデイサービスを、今後、同じ提供内容のまま水曜日に変更する。</p>

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる事例
2	同一事業所における週1回程度のサービス提供の回数変更	<p>サービス提供の回数変更は、基本的に利用者の状態の変化や目標を達成するためのサービスの提供内容の見直しによるものが想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。</p> <p>ただし、サービス提供の回数変更に、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>	<p>ケアプラン上は目標を達成するために週に2回のデイサービスの利用を想定しているが、まずは週に1回で慣らしたいとの利用者の要望により、開始時から週に1回の利用としていたものを、経過を踏まえ、週に2回に変更する。</p> <p>利用者の体調不良や家族の支援状況等により、一時的に、週2回のサービス提供を週1回のサービス提供に変更する。</p>
3	利用者の住所の変更	<p>利用者の住所変更に伴う物的・人的な環境の変化が、利用者の課題、目標及びサービスの提供内容に影響を及ぼす場合は、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。</p> <p>ただし、利用者の住所の変更に伴う住環境の変化が、それらに影響を及ぼさない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>	<p>現在の高齢者住宅と室内の環境が変わらない別の高齢者住宅に転居し、引き続き、ホームヘルパーに自分では困難な浴槽の掃除の支援を受ける。</p>
4	目標設定期間の延長	<p>目標設定期間の延長は、基本的に、利用者の状態等の再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。</p> <p>ただし、支援経過において、目標の達成のための効果が一定程度に認められており、短期間かつ一度の延長で目標の達成が見込める場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>	<p>目標である1km先のスーパーまでの移動が、休み休みであるが可能となった。これまでのサービスの提供内容で移動能力が改善し、あと1か月、デイサービスでの訓練を継続することで、より安定したスーパーまでの移動が可能となると判断し、期間を1か月延長する。</p>
5	福祉用具で同等の用具に変更するに際して、単位数のみが異なる場合	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>	<p>現在使用している多点杖が重いため、軽い多点杖に変更する。</p>

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる事例
6	目標もサービスも変わらない(利用者の状態以外の原因による)単なるサービス提供事業所変更	目標及びサービスの提供内容が変わらない同一種類のサービス提供事業所の変更は、利用者の状況、支援計画及び支援経過等について、変更後のサービス提供事業所と十分に情報の共有を行っている場合、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	利用していたサービス事業所が廃止となったため、変更予定のサービス事業所と、本人の状況、支援計画及び支援経過の共有を行い、事業所を変更する。
7	通所系サービスの提供時間数の変更	提供時間数の変更は、基本的に、利用者の状態等の課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。 ただし、第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらず、目標を達成するためのサービスの提供時間数が報酬区分の範囲内で変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。(軽微な変更とする場合、そのように判断した理由を支援経過に記載してください。)	夏期は、サービス提供事業所の運営時間の都合上、支援計画上で必要と考える提供時間数に、報酬区分が変わらない範囲で時間を上乘せして提供していたが、冬期になって、サービス提供事業所の運営時間が短縮されたことにより、提供時間数が少なくなった場合において、短縮後の提供時間数が本来必要な提供時間数及びサービス内容を満たし、かつ、報酬区分が変わらない範囲であることから、サービスの提供時間数を短縮する。
8	担当介護支援専門員の変更	変更後の担当者が現在の担当者と同一の居宅介護支援事業所の介護支援専門員であり、変更後の担当者が利用者の状況を十分に把握しており、支援計画に合意している場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	
9	対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更	利用者の選択により、指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に、医師やリハビリテーション専門職、ケアプランの原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他関係者から聴取した意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	

6 軽微な変更と考えられない例

	内容	旭川市の考え方
1	サービスの追加 又は削除	あらかじめケアプランに位置付けていないサービスの追加又は削除は、基本的にアセスメントにより目標の再設定及びサービスの提供内容に変更の必要性が生じた場合に行われるものであるから、一連の業務が必要と考えられます。
2	福祉用具の同種 目の追加	福祉用具の同種目の個数の追加については、利用者が抱える課題の変化によるものと捉えられ、軽微な変更の扱いは困難と考えられます。
3	居宅介護支援事 業所又は介護予 防支援事業所の 変更	人員等が同一体制での運営であっても、担当事業所が、新たな指定を受け、事業所番号が変わった場合は、一連の業務が必要と考えられます。

7 サービス担当者会議について

	内容	旭川市の考え方
1	サービス担当者会議の開催	ケアプランの「軽微な変更」に該当する場合であれば、必ずしも開催しなければならないものではありません。しかしながら、例えば介護支援専門員が関係者からの意見聴取や関係者との共有が必要と判断した場合に、サービス担当者会議を開催することを制限するものではありません。

8 軽微な変更における事務処理について

	内容	旭川市の考え方
1	ケアプランの作成	軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更することや、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等の記載をしてください。
2	支援経過への記録	支援経過への記録については、必要な内容として、支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等の記録のほか、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法(電話、面接等)等を記録してください。 なお、支援経過への記録に代えて、見え消しのプランに、再度同意の署名をもらうことでも整理することができます。

9 軽微な変更に関するQ&A

	内容	質問内容	回答
1	同一事業所における週1回程度のサービス提供の回数変更 (5の別表の2)	利用者の体調不良や家族の支援状況等により、一時的に、週1回程度のサービス提供の回数を変更する場合、軽微な変更該当する場合がありますとのことですが、一時的と限定するのはなぜですか。また、一時的とは、どの程度の期間を想定していますか。	サービス提供の回数変更が、一時的ではなく、継続的に変更する場合は、利用者の課題、目標及びサービスの提供内容に影響を及ぼすと考えられますので、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。なお、一時的とは、一概には言えませんが、概ね1か月程度を想定しています。
2	目標設定期間の延長 (5の別表の4)	利用者の状態変化がなく、ケアプランの内容に変更がない場合における目標期間の延長はなぜ1度までと限定しているのでしょうか。	<p>長期間又は繰り返しの延長によって、同じ目標が長期間続くことは、そもそも目標設定が適切ではない恐れがあることから、短期間かつ1度までと限定しています。</p> <p>利用者の状態の変化がないから、同じ目標でよいということではなく、状態の変化がない中でも、具体的で利用者が達成可能な目標設定を再検討する必要があると考えられます。</p> <p>(削除)</p>
3	通所系サービスの提供時間数の変更 (5の別表の7)	夏・冬期間での送迎事情の影響によりサービスの提供時間数が変わる場合において、軽微な変更と考えられる事例として、利用者の状況、本来必要なサービスを満たしているかなどのほかに、報酬区分が変わらない範囲という制限を設けているのはなぜですか。	本来、サービスの提供時間数が変われば、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があるところ、報酬区分が変わらない範囲の場合は、利用者の日常生活への影響を考えたときに、比較的提供時間数の変化が少なく、本人負担額も変わらないことなどから、軽微な変更該当する場合があると考えているところです。